

## 令和6年度 第二回大山崎町入札監視委員会 会議概要

日時 : 令和7年1月23日(木) 10時00分～11時00分  
場所 : 大山崎町役場3階 中会議室  
出席者 : 委員＝宇野委員長、田中委員、松川委員  
事務局＝総務課長、管財係リーダー、管財係主事  
発注担当課＝生涯学習課長、学校教育課長、上下水道課参事、  
上下水道課主幹(上水道係リーダー)、地域整備係リーダー  
傍聴者 : なし

### 《会議の概要》

#### 1. 開会

#### 2. 入札及び契約手続き等の運用状況の報告について

(1) 令和6年5月1日から令和6年10月31日までに契約した工事案件について報告

- ・工事希望型指名競争入札により契約した案件は11件。
- ・随意契約(予定価格が130万円を超えるもの)により契約した案件は1件。

(2) 令和6年5月1日から令和6年10月31日までにを行った指名停止措置状況の報告

- ・指名停止の状況(7件)について説明。

(3) 令和6年5月1日から令和6年10月31日までにを行った再苦情処理状況の報告

- ・該当案件なし

### 3. 抽出事案の審議について

#### (1) 審議案件

- ① 広敷地内水道工事跡舗装本復旧工事
- ② GLF ろ過設備ろ材交換等工事
- ③ 大山崎汚水中継ポンプ場耐水化工事
- ④ 大山崎町道路側溝整備その1工事
- ⑤ 大山崎小学校校内放送設備改修工事
- ⑥ 放課後児童クラブ施設改修整備工事

#### (2) 審議経過について

##### 【主な質疑応答】

##### ① 広敷地内水道工事跡舗装本復旧工事（発注担当課：上下水道課）

(委員) 参加業者数がこれほど多いのはなぜか。

(事務局) 「舗装工事」自体がある程度定められた工程で実施するものであり、業者としても比較的参加しやすい工種であると認識している。毎回20社程度は参加する工種となっている。

(委員) 人手不足や資材の高騰で参加業者数が減少しているということはないか。

(事務局) 町としては、今のところ特に影響はないと認識している。

##### ② GLF ろ過設備ろ材交換等工事（発注担当課：上下水道課）

(委員) この工事にはなにか特殊な技術が必要なのか。

(担当課) 特殊技術は不要だが、毎年点検をしており、既存の施設を熟知している業者であることで早急かつ安定的に水を供給することができるというところで随意契約としている。

(委員) 池は全体でいくつあるのか。

(担当課) 全体的に8池あり、今回の設備以外のろ材交換も今後検討する必要があると考える。

③ 大山崎汚水中継ポンプ場耐水化工事（発注担当課：上下水道課）

（委員）汚水中継ポンプ場はどういった場所に立地しているのか。

（担当課）場所としては「大山崎町字大山崎小字柳島」であり、桂川が近く、浸水被害が起きた時には浸水する箇所であるため、耐水化工事の必要があった。

（委員）入札参加業者は地元業者であるか。

（事務局）乙訓地域の業者である。

④ 大山崎町道路側溝整備その1工事（発注担当課：建設課）

（委員）失格理由は。

（事務局）入札の立会に必要な書類に不備があったため失格となったもの。

（委員）立会人の決定にルールはあるのか。

（事務局）入札実施要領に立会人の選出方法を記載しており、それに基づき、指定の日にホームページで公表している。

⑤ 大山崎小学校校内放送設備改修工事（発注担当課：学校教育課）

（委員）どのくらい古いものだったのか。

（担当課）詳しくは把握できていないが、かなり古く、異音等も発生している状況だった。

（委員）仕様についてはかなり詳しく指示をしていたのか。

（担当課）ある程度詳しく指示をしていたので、積算しやすいものであったと認識している。

⑥ 放課後児童クラブ施設改修整備工事（発注担当課：生涯学習課）

（委員）入札参加資格で求める実績について「建築一式工事」の同種というのは、どういったものがあるのか、わかれば教えてほしい。

（事務局）同種の定義は詳しく持ち合わせていないが、申請時の実績を確認し、案件に近い「建築一式工事」であるところから判断をしている。

今回であれば、建物の増改築等の工事だが、業者側も似た案件を選出して申請いただくので、現状、実績確認の中で悩むようなものはないという状況である。

#### 4. その他

##### (1) 指名停止の状況（7件）について

(委員) 「町立各小学校給食施設基本実施設計業務委託」において成果物の不備で天井の高さが当初求めていたものと違ったということだが、実際に給食施設として運営する際、何か問題が生じることはないのか。

(担当課) 具体的には 30 センチほど床のレベルを上げる必要が生じたということでその分の空間が狭くなり、天井が低くなったという状態である。さらにそこにエアコンをつけることにより圧迫感を感じるが、今のところ実害は生じていないという状況である。

##### (2) 次回の入札監視委員会について

- ・ 次回は令和7年7月頃に、令和7年度第一回目の開催を予定している。
- ・ 次回委員会までに、本町入札監視委員会条例第2条第3号（再苦情）又は第4号（町長が必要と認める事項）に該当する事案が発生した場合は、臨時会を開催させていただく。

閉 会